

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岡崎市

### 2 構造改革特別区域の名称

岡崎市児童発達支援センター給食搬入特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

岡崎市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

岡崎市（以下、「本市」という。）は愛知県中央部に位置しており、総面積は県内3番目の規模となる387.20km<sup>2</sup>である。市域の北から南に矢作川が、東から西に乙川が流れており、その水源として市域の約6割にのぼる森林を有した豊かな水環境と自然環境を有する。交通は広域利便性に優れ、JR東海道本線、名鉄名古屋本線及び愛知環状鉄道線の鉄道網や、東名高速道路、新東名高速道路や幹線道路網により、周辺都市や名古屋市との連携が図られている。人口については、令和5年1月1日現在で384,422人、令和4年における出生数は2,858人（住民基本台帳）となっており、2035年まで緩やかな増加傾向となると推計している（2018年岡崎市の将来推計人口）。

本市の障がい児支援施策としては、令和3年度～令和5年度の3年間を計画期間として策定した第6期岡崎市障がい福祉計画・第2期岡崎市障がい児福祉計画において、「思いやり つながりあって 自分らしく生きる都市（まち）岡崎」を基本理念に掲げ、福祉・教育・保健・子育て等の各担当課が連携し、発達に心配のある子と保護者に対して、早期発見から早期対応を行い、必要な支援を必要な時期に提供を図るための「早期支援システム」の運用や、保護者や

関係機関の間で成長過程や支援の内容の情報共有のため「みどりのファイル（個別の教育支援計画）」の利用推進を図るなど、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等の一層の充実を図っている。

このような背景には、ここ数年、発達障がいに対する認知度が上がったことや、早期に療育を受けるニーズが高まり、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障がい児通所支援事業の利用を希望する児童が大きく増加していることが挙げられる。その結果、本市においても、障がい児通所支援事業所が少しずつ増加しているとともに、これまで保護者の共働き等を理由に療育が受けられなかった、幼稚園や保育所に属している要配慮児童についても、療育が受けられる環境になってきている。

その一方、児童発達支援センターは10万人規模に1か所が適当な整備量とされているが、本市においては、平成29年に従前から実施していた児童発達支援事業を拡充する形で児童発達支援センターに位置付けされる「こども発達支援センター」を共用開始したが、想定より多くの利用者があり、現在の施設では受け入れを希望する全員を受け入れすることができておらず、その設置数は依然として不足しており、岡崎市内の障がい児通所支援受給者証所持者を対象に実施した調査で、サービスをより充実させるために何が必要かについてたずねたところ、年齢別回答3～5歳は「障がい児通所支援のサービス提供事業所を増やす」が最も高く、ほかに比べて特に高いことから、要配慮児童を取り巻く関係機関が連携できるような支援体制の強化、保護者に対する支援、要配慮児童を取り巻く環境の整備等、総合的な支援拠点の強化が必要である。その中で、児童発達支援センター設置要件である給食の施設内調理は、調理員配置、食材の調達、専門的な調理機器設置等、費用・管理面での負担が大きく、児童発達支援センター設置の大きな障壁となっている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が認められることで、小規模な施設内調理と比較し、給食搬入業者が労務管理、食材管理を行うことで給食調理業務の効率化・安定化が図ら

れるほか、給食搬入業者が持つ食育に関する知識を共有することで食育の推進や専門的な調理機器設備等の費用・管理面での負担が軽減されることで費用及び人的資源を療育事業の充実に充てることが可能となる。また、調理室スペースを最小化し、指導訓練スペースを最大化することで、限られた施設空間の有効活用が可能となり、療育スペースをより広く確保できる。

児童発達支援センター開設により、市の人口規模に応じた設置数に近づくこととなり、地域の事業所に対する支援内容等への助言・援助や幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能を担う体制が整備されることで中核的な療育拠点の拡充が図られることになる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

給食を外部搬入することにより、安定した給食提供を行うことや事業所の費用節減、人的資源の療育事業への注力が可能となることから、きめ細やかな療育を提供し、運営の合理化を図る。また、給食搬入業者との協議の定期的な実施（オンラインによる方法も含む）や、給食搬入業者が給食内容に応じた食育に関するお便り作成することにより保護者及び施設内職員と知識を共有し、連携して食育に取り組むことで、食べることの大切さ、食物を育てる自然環境、地産地消や本市の食文化に対する関心を高める。さらに、児童発達支援センターの設置数増加を推進し、身近な地域において要配慮児童やその家族、要配慮児童を取り巻く関係機関等の相談や助言を行うことで、療育事業の質の向上及び総合的な支援体制の充実に努める。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

児童発達支援センターの設置数を増加させることで、身近な地域における療育事業が拡大し、早期療育・早期支援を推進する。また、調理業務を委託することにより調理従事者が集約され、合理的な配置による人員不足解消や雇用の創出を促す。

また、地産地消や食育を推進することにより、正しい食習慣が形成され、成長期に必要な食事を栄養バランスのとれた食事を安定的に提供することができ、児童の健やかな成長を促す。

8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の児童発達支援センター

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

令和6年4月1日

### 4 特定事業の内容

構造改革特別区域内の児童発達支援センター（以下、「センター」という。）の給食について、給食調理をしている専門の事業者が調理して搬入する外部搬入方式とし、調理業務は民間事業者との委託契約に基づく給食調理外部搬入業者が行い、配送にあたっては提供する給食の形態等の状況を踏まえながら、適切に管理し、専用の自動車で搬送する。

また、給食外部搬入業者と連携し、地場産品の充実による食育の推進と児童の特性に応じた健全育成を図る。なお、センターは3歳から5歳児が利用することから、アレルギーや障がい特性等を考慮すべき児童については、必要に応じ、個別対応を行う。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### （1）環境整備

センターでは、障がい児に対する食事の提供の責任はセンターにあるものとし、提供する給食の調理やアレルギー対応食など個別対応や配送については、必要な調理器具等が整備されている給食外部搬入業者と連携を取り、食形態等の対応を行う。給食の保存や配膳、提供、アレルギー

一対応食などの確認はセンターが行う。センターの調理室には、冷凍冷蔵庫、ガスコンロ、電子レンジ等の機器を設置する。

## (2) 児童の特性に応じた対応

給食の提供は昼食1回とおやつ1回とし、献立等については給食外部搬入業者が作成し、センターの管理栄養士が食材の大きさや固さが合っているかなど、少しでも食の幅を広げられるよう、食感、大きさ、視覚的アプローチを行い、確認を行う。また、発達状況や障がい特性に応じた調理法の提案や調整、保護者などに対する食事指導などを必要に応じて行う。

食物アレルギー児については、年1回以上保護者から提出される医師の診断書の指示内容に基づきアレルギー対応食を提供する。その内容について仕様書に記載し、契約内容を確保する。また、児童の食事の様子を常に観察し、特に配慮すべき点については職員間で共有を図り、必要に応じて保護者と面接を行うなど、適切な食事の提供につなげていくものとする。

検食は、毎食ごとに行う。異物混入等の異常がないかなどの確認を行うとともに、検食簿を記録し保管する。

## (3) 衛生管理

センターにおいて給食の外部搬入を行うにあたり、給食外部搬入業者は「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省。平成9年3月24日衛食第85号別添）」、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」第4の2の規定を遵守するものとし、常に衛生管理を徹底するよう指導を行うとともに、必要に応じて書類の確認を行う。

## (4) 委託契約等の締結

民間業者と給食調理外部搬入業者との間で、センターに係る給食調理外部搬入に関する契約を締結し、給食調理外部搬入業者が所有しているセントラルキッチンで調理を行い、配送する。

調理にあたっては、「構造改革特別区域内における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）の3（2）及び（3）を遵守することとし、センターは衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び給食調理外部搬入業者との契約内容

を確保する。また、センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理配送業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

#### (5) 食を通じた子どもの健全育成（食育）

給食の提供及び食を通じた児童の健全育成（食育）については、「岡崎市食育推進計画」の内容を基本とし、発達状況や障がい特性に応じて実施する。

食事は空腹を満たすだけでなく、身近な大人からの援助を受けながら、他の児童との関わりを通して豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる経験を通して、食への関心を育み、食を営む基礎を培うことができるよう支援を行う。また、障がい特性により食べ物へのこだわりがある児童に食べることを通して、人との関係の基礎を作り、要求行動や意欲を育てる。

個々に策定する通所支援計画の中に、障がい児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障がい特性に応じて、食に関して配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込み、健康な生活の基本としての食を営む力の育成を図る。

### 【こども発達支援センターむつみの概要】

1 定員 30名

2 給食を提供する児童数 30名まで

3 職員数 28名

内訳

管理者 1名

児童発達支援管理責任者 1名

保育士 20名

児童指導員 2名

理学療法士 1名

言語聴覚士 1名

作業療法士 1名

医師（嘱託医） 1名

4 調理室の面積 11.5㎡（有効面積）

5 調理設備・器具

流し台、給湯器、収納棚、配膳台、冷凍冷蔵庫、ガスコンロ2口、電子レンジ

6 配送計画

時間	委託業者	こども発達支援センター
午前8時00分	調理開始	
午前10時30分	調理完了、配送開始	
午前11時00分	前日おやつ食器等回収	受取、配膳準備
午前11時30分		配膳、喫食
午後0時30分		給食終了
午後1時00分	おやつ配送開始	
午後1時20分	食缶・食器等回収	おやつ受取、配膳準備
午後2時00分		配膳、喫食
午後2時30分		おやつ終了・食器等洗浄

\*配送計画は2023年度分のみ作成済みのため、それを基に目安で作成しています。